

令和 8 年度事業承継の機運醸成に向けたプッシュ型広報業務委託
企画提案公募要領

沖縄県では、以下委託業務の委託先を公募します。受託を希望される方は、本要項に従って企画提案書を提出してください。

1 委託業務名

令和 8 年度事業承継の機運醸成に向けたプッシュ型広報業務委託

2 事業の概要および目的

沖縄県の事業承継は、最新の調査において後継者不在率が 61.0%に上り、全国ワースト 6 位という深刻な状況にある。また、本県は本土復帰後に創業した一代目経営者が多く、事業承継が未経験である企業が多いという固有の背景がある。そのため、経営者が日々の業務に追われる中で自身の課題として捉えることが難しく、事業承継への意識が向きにくい状況にある。従来のように事業者が自ら情報を調べる「プル型」の広報では、多忙な事業者や情報から孤立している事業者に支援情報が届かないという構造的なボトルネックが存在する。

本事業では、専門事業者の知見を最大限に活用したプッシュ型の情報発信を行い、「県や関係機関が事業承継の充実した支援を行っていること」を広く県内事業者に周知する。これにより、潜在的なニーズを持つ事業者に「最初の気づき」と「相談への一歩」を促し、掘り起こした相談ニーズを確実に支援機関等へと繋げることを目的とする。

3 委託料上限額

4,722,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は、企画提案のために設定した金額であり、実際の契約額ではない。

4 委託業務の概要

(1) 業務期間 契約締結の日から令和 9 年 3 月 26 日まで

(2) 内容

ア 【主軸業務】 SNS ショート動画広告等による潜在層（子世代等）へのアプローチ

イ 【発展業務】 デジタル媒体に不慣れな現経営者（60 代以上）へのアプローチ

ウ 支援機関との調整・連携サポート（スケジュールや絵コンテ等の事前共有等）

エ 実効性のある効果検証の実施（認知経路アンケート、LP アクセス解析など）

5 応募資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなる共同企業体とする。

- (1) 本業務内容を的確に遂行するに足る能力、組織、人員等を有していること。
- (2) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について、十分な管理能力を有している法人であること。共同企業体の場合は、構成員全員がこの条件を有していること。
- (4) 共同企業体の場合は、構成員で協定を締結し、協定書の写しを提出すること。
- (5) 共同企業体の場合は、管理法人を 1 社置くものとし、代表法人が応募するものとする。
- (6) 共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員となることはできない。また、共同企業体の構成員は、法人単体で応募することはできない。
- (7) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（※）の規定に該当しない法人であること。共同企業体の場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある法人ではないこと。共同企業体の場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (10) 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。共同企業体の場合は、構成員全員がこの要件を満たすこと。
- (11) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。共同企業体の場合は、構成員全員がこの要件を満たすこと。
- (12) 労働関係法令を遵守していること。また、共同企業体の場合は、構成員全員がこの要件を満たすこと。
- (13) 業務進捗状況の報告や沖縄県との業務内容に関する打合せに迅速かつ円滑に対応できる体制を有すること。共同企業体の場合は、代表法人が業務全体の管理運営、構成員相互の調整、経理事務等を主体的に行う母体としての役割を担うこと。

※地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号いずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

6 質問事項受付及び企画提案参加表明書の提出

(1) 質問事項受付

ア 質問期限：令和8年7月17日(金)17:00まで

イ 質問方法：質問書【様式10】によりメールで提出すること。

※共同企業体の場合は、代表事業者が提出すること。

※件名は【令和8年度事業承継プッシュ型広報業務委託に関する質問】とすること。

ウ 提出先：中小企業支援課代表 E-mail：aa052108@pref.okinawa.lg.jp

エ 回答方法：令和8年7月22日（水）までに本業務の公募ページに掲載する。

オ 留意事項：質問書送付後は、速やかに県担当まで電話連絡し、受信確認を必ず行うこと。

(2) 企画提案参加表明書の提出

ア 提出期限：令和8年7月24日(金)17:00まで

イ 提出方法：企画提案参加表明書【様式11】をメールで提出すること。

※共同企業体を予定する場合は、代表事業者が提出すること。

※件名は【令和8年度事業承継プッシュ型広報業務委託：参加表明書】とすること

ウ 提出先：中小企業支援課代表 E-mail：aa052108@pref.okinawa.lg.jp

エ 留意事項：企画提案書の提出を予定している者は、必ず提出すること。

企画提案参加表明書送付後は、速やかに県担当まで電話連絡し、受信確認を必ず行うこと。

7 企画提案書類の受付期間等

(1) 提出期限：令和8年7月31日(金)17時（厳守）

(2) 提出場所：沖縄県商工労働部中小企業支援課（沖縄県庁8階）

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 中小企業支援課

(3) 提出方法：

ア 下記「8(2)申請書類」を一連にして6部（正本1部、副本5部）、「8(3)添付書類」を一連にして1部（正本）作成し、各書類の間にインデックスを付けた仕切りを入れた上で、長辺左側

に穴をあけ、各部をA4縦フラットファイルに綴り、持参若しくは郵送（簡易書留）にて提出すること。ステープラー（ホチキス）留めや製本は行わないこと。

イ 企画提案書で使用する文字は10.5ポイント以上とする。ただし、図表内の文字は除く。

ウ 企画提案書は、A4サイズ片面15ページ以内とし、ページ番号を付すこと。表紙はページ数にカウントせず、タテヨコは問わない。

エ 企画提案書の表紙に企業名あるいは共同企業体名を記載すること。

(4) 提出書類：「8 提出書類等」に記載する書類

(5) 留意事項：

下例のようにグループ企業等により企画提案者と申請者（契約者）が異なる場合、契約以降の処理を委任する旨の委任状の添付が必要であり、また、実施体制における企画提案者の関与が必要である。

（例）提案：〇〇株式会社、申請及び契約：〇〇株式会社沖縄支社

8 提出書類等

(1) 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本的な方針となるため、提案の事業費総額内で実現が確約できるもののみ表明すること。なお、委託候補者の選定後であっても、応募者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合は、契約を締結しないことがある。

(2) 申請書類【提出部数：6部（正本1部、副本5部）】

ア	企画提案応募申請書	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【様式1】
イ	会社概要表（共同企業体の場合は構成員毎に提出すること）	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【様式2】
ウ	共同企業体構成書（共同企業体の場合に限る）	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【様式3】
エ	類似・関連事業実績書（過去3年以内、共同企業体は全構成員分）	・・・・・・・・・・・・・・・・	【様式4】
オ	執行体制図	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【様式5】
カ	企画提案書	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	〔任意様式〕
キ	事業実施スケジュール表	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	〔任意様式〕
ク	経費見積書	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【様式6】

※ 申請書類は、ステープラー（ホチキス）留めや製本は行わないこと

（次ページに続く）

(3) 添付書類 【提出部数：1部（正本）】

ア	共同企業体協定書(共同企業体の場合に限る) [任意様式]
イ	委任状（共同企業体の場合に限る） 【様式7】
ウ	誓約書 【様式8】
エ	定款又は寄附行為及び登記事項証明書
オ	応募者の概要が分かるもの（会社案内等）
カ	直近3期分の事業報告書、貸借対照表、収支決算書等の経理的基礎を証明する書類（設立後、3期を迎えていない法人にあっては、直近までのもの）
キ	県税、消費税及び地方消費税について滞納がないことを確認できる書類 (ア) 都道府県が発行する都道府県税に未納がないことの証明書 （発行後3か月以内のもの） 1部（正本のみ） (イ) 税務署が発行する「法人税」及び「消費税及地方消費税」に未納がないことの証明書 （発行後3か月以内のもの） 1部（正本のみ）
ク	労働保険、健康保険及び厚生年金保険に加入していることが確認できる書類（加入義務がない場合を除く）。なお、社会保険に加入義務がない場合は、その理由に関する申出書【様式9】を提出すること。 (ア) 労働保険に加入していることが確認できる書類（加入義務がない場合を除く） →申請日直近の、労働保険料の納入が済んだことがわかる書類の写し （例） ・労働局からの領収済通知（領収印があるもの） ・納付書、領収証書（領収印があるもの） ・口座振替結果のお知らせ（申請者名が入っている部分を含む） ・労働保険事務組合からの領収書等 ・納入額の告知書と振込・口座振替明細 等 (イ) 健康保険・厚生年金保険に加入していることが確認できる書類（加入義務がない場合を除く） →申請日直近の、厚生年金・健康保険料の納入が済んだことがわかる書類の写し （例） ・厚生労働省からの保険料納入告知額・領収済額通知書 ・納付書、領収証書（領収印があるもの） ・領収済通知書（領収印があるもの） ・社会保険料納入証明書 ・納入額の告知書と振込・口座振替明細 等 ※ 上記ウからクの資料について、共同企業体の場合は構成員毎に提出すること。 ※ 添付書類はステープラー（ホチキス）留めや製本は行わないこと。

9 応募スケジュール（記載する日時の年は、全て令和8年とする）

契約までのスケジュールは次のとおりを予定しているが、変更となる場合がある。

- (1) 質問期間：公告の日～7月17日(金)17時受付分まで
- (2) 企画提案参加表明書提出期間：公告の日～7月24日(金)17時受付分まで
- (3) 企画提案書提出期間（公募期間）：公告の日～7月31日(金)17時応募書類必着
- (4) 企画提案審査（プレゼンテーション審査）：8月10日(月)予定（別途通知）
- (5) 委託事業者決定及び審査結果通知：8月上旬～中旬（予定）

(6) 契約締結、事業開始：8月中旬（予定）

10 審査・選定方法

(1) 書類審査（※応募者多数の場合のみ実施）

ア 応募者多数の場合は、中小企業支援課において書類審査を行い、選定された者のみを対象にプレゼンテーションを行う。

イ 書類審査結果は、令和7年8月5日（水）までに通知予定であり、選定された事業者にはプレゼンテーション審査の場所と時間を通知し、選定されなかった事業者には結果のみを通知する。

(2) プレゼンテーション審査

ア 沖縄県商工労働部内に設置する「令和8年度事業承継の機運醸成に向けたプッシュ型広報業務委託」委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募者自ら企画提案書の内容や経費等についてプレゼンテーションを行った後、選定委員会において、その内容等を審査し、提案内容の優れた順で順位をつける。また、選定委員会は非公開で行い、審査経過等に関する問い合わせには応じない。

なお、一定水準を満たした提案がないと判断された場合には該当者なしとする。

イ 審査委員会からの意見に基づき、順位の高い応募者と中小企業支援課において協議を行い、委託範囲を決定し契約を締結する。

ウ 審査の概要

(ア) 日 時：令和8年8月10日（月）（予定）

(イ) 場 所：沖縄県庁内会議室

(ロ) 説明方法：提出した資料に基づき説明すること。（プロジェクター等の使用は不可）

(ハ) 説 明 者：審査会場への入場は2名以内とする。

※ 日時、場所等は参加者確定後に通知する。

※ 応募の状況等に応じて日程を変更することがある。

エ 結果の通知

審査結果は、県から電子メールで送信した後、追って書面にて通知する。

(3) 選定審査においては、以下の沖縄県の認証制度等の取得状況を加味することとする。これらの認証制度を取得している場合は、取得していることが分かる根拠資料を企画提案書に添付すること。

- ・所得向上応援企業認証制度
- ・経営革新計画認証制度
- ・人材育成企業認証制度
- ・ワーク・ライフ・バランス企業認証制度
- ・パートナーシップ構築宣言企業

11 審査基準

- (1) 適合性 事業の趣旨、目的に沿った提案であること
- (2) 実行性 確実に業務を遂行できる能力・実施体制等を有していること
- (3) 具体性 提案内容が具体的かつ効果的であること
- (4) 経済性 事業を遂行するに当たり、妥当な積算となっていること
- (5) 総合評価 上記個別の審査項目を踏まえた総合評価

12 契約

- (1) 委託先候補者と委託業務の内容・契約条項を協議したうえで、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を締結する。
- (2) 契約金額は、委託先候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内において決定する。なお、提

出された経費見積書と同額とならない場合がある。

- (3) 委託先候補者が辞退した場合、又は県との委託に関する協議が整わなかった場合には、次順位以降の者を繰り上げて選定できるものとする。

13 経費の計上

- (1) 対象経費：事業の執行に必要な経費であり、具体的には以下のとおりである。

経費項目	内 容
I. 直接人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費（雇用関係にある者）
II. 直接経費	旅費、謝金、広告宣伝費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等、本事業に直接必要な経費
III. 再委託費	受託者が当該事業の一部を他社に行わせる（委任又は準委任）ために必要な経費。再委託費は、総経費の50%未満とすること。 ※仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費も該当する。 （例）ソフトウェア開発、パンフレット開発の製作・印刷、番組等コンテンツ制作、物品運送、試料製造、分析鑑定等
IV. 一般管理費	経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた経費 「（直接人件費+直接経費－再委託費）の10%以内」
V. 消費税	上記の単価にすでに含まれている場合には、消費税相当額を除いたうえで経費を計上すること。また、消費税及び地方消費税として10%（1円未満切捨て）で計算すること。

- (2) 直接経費として計上できない経費

・事業中の事故・災害処理のための経費 ・その他事業に関係のない経費	・建物等施設に関する経費
--------------------------------------	--------------

- (3) 留意事項

- ① 再委託を行う際はあらかじめ県の承認を得ること。
② 各経費は、単価、月数、回数、個数等見積条件が分かるように明記すること。

14 その他の留意事項

- (1) 応募から契約までに係る諸経費については、企画提案者の負担とすること。
(2) 本公募は、提案優先順位を決定するものであり、契約を保証するものではないこと。
(3) 実施は県と協議のうえ進めていくものとし、全提案内容の実施を保証するものではないこと。
(4) 委託事業の適正を期するため、必要があるときは、委託者に対し報告を求め、または沖縄県職員が事業所に立ち入り、帳簿類その他の物件の検査や質問等ができること。
(5) 委託業務完了にあたり、帳簿類の確認ができない場合は、委託料を減額する場合があること。
(6) 契約の際の契約保証金は契約金額の100分の10以上とする。ただし沖縄県財務規則第101条第2項各号（類似事業の実績等）のいずれかに該当すると認められるときは、全部又は一部を免除する。

15 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 沖縄県庁 8 階
沖縄県商工労働部中小企業支援課 支援班（担当：宮城）
電話番号：098-866-2343 FAX 番号：098-861-4661
中小企業支援課代表 E-mail：aa052108@pref.okinawa.lg.jp